

令和4年度

監査報告書Ⅳ

(行政監査)

飯田市監査委員

5 飯 監 第 3 号
令和5年5月2日

飯田市長 佐 藤 健 様
飯田市議会議長 井 坪 隆 様

飯田市監査委員 戸 崎 博
飯田市監査委員 吉 田 賢 二
飯田市監査委員 原 和 世

監査結果の報告について

地方自治法第199条第2項の規定により実施した、令和4年度行政監査の結果を、同条第9項の規定及び飯田市監査基準に準拠し報告します。

なお、同条第14項の規定により、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

第2 監査のテーマ

指定管理者制度について

所管課と指定管理者の間の連携、助言・指導等の内容を整理し改正するとされていた「指定管理者制度に関するガイドライン」が確実に運用され、実効性のあるものとなっているかについて監査を行った。

第3 監査の対象

(1) 監査の対象部署

ア 指定管理者制度を主管する部署（以下、「主管課」という。）

総務部 財政課

イ 指定管理者制度を導入している課（抽出）「以下、「所管課等」という。」

市民協働環境部 ゼロカーボンシティ推進課

産業経済部 林務課、商業観光課、遠山郷観光振興室

(2) 面接監査の対象とした公の施設（抽出）

ア 飯田市21世紀環境共生型モデル住宅「リンゴ並木のエコハウス」

(ゼロカーボンシティ推進課)

イ 飯田市野底山森林公園

(林務課)

ウ 飯田市天竜峡温泉交流館「ご湯っくり」

(商業観光課)

エ 飯田市上村簡易宿泊施設高原ロッジ下栗

(遠山郷観光振興室)

オ 飯田市上村しらびそ高原施設「天の川」

(遠山郷観光振興室)

カ 飯田市南信濃簡易宿泊施設「いろりの宿島畑」

(遠山郷観光振興室)

(3) 書面監査の対象とした公の施設（抽出）

ア 飯田市大平宿生活原体験施設

イ 飯田市保健休養施設「沢城湖周辺施設」

ウ 飯田市山本都市農村交流促進施設「杵原学校」

(以上、商業観光課)

エ 飯田市上村大島河原河川公園

オ 飯田市上村大平公園

カ 飯田市上村農産物直売施設上村特産品直売所「上村特産品直売所」

キ 飯田市上村農産物直売施設はんば亭

ク 飯田市上村農産物直売施設村の茶屋

ケ 飯田市上村若者センター「喫茶かみ」

コ 飯田市南信濃八重河内特産物加工施設「いろりの宿島畑」

サ 飯田市南信濃広場等利用施設「いろりの宿島畑」

シ 飯田市南信濃森林林業情報発信施設「アンバマイ館」

ス 飯田市南信濃陶芸館

セ 飯田市南信濃和田特産品加工施設「殿町の茶屋」

ソ 飯田市南信濃夜川瀬特産品加工施設「元家・かたくり」

(以上、遠山郷観光振興室)

第4 監査の着眼点

「指定管理者制度に関するガイドライン」に沿って次のことが管理運営されているか。

- (1) 公の施設の設置目的に沿って管理運営されているか。
- (2) 指定管理者制度を導入することにより、利便性の向上、利用者の増加、地域活性化等の効果が発揮されているか。
- (3) 指定管理者制度を導入することにより、管理運営に係る事務が縮小し、経費が削減されているか。
- (4) 健全な管理運営ができる指定管理者（団体）が選定されているか。
- (5) 条例、協定書を遵守し、適正に管理・運営されているか。

第5 監査の主な実施内容

- (1) 事前に協定書等の資料提出を求め、事務局にて関係書類の調査照合等を行い、適宜、関係職員から説明を聴取した。
- (2) 事業の管理運営状況及び事務処理状況について、監査の着眼点に鑑み、(1)の結果及び予備監査の結果を踏まえ、主管課及びび所管課に対して面接監査を実施した。

第6 監査の期間

令和4年11月16日から令和5年5月2日まで（面接監査は令和4年12月26日に実施）

第7 監査の結果

指定管理者制度の運用は、概ね見直し後の「指定管理者制度に関するガイドライン」の趣旨に沿って実施されていることを認めたが、一部に改善の検討を要する事項が認められた。今後の制度運用にあたり次の点を留意されたい。

【監査結果件数】

対象部署名	指摘事項	指導事項	検討要望事項
財 政 課	0	0	2
ゼロカーボンシティ推進課	0	0	1
林 務 課	0	0	1
商業観光課	0	0	1
遠山郷観光振興室	0	0	1

【監査結果の区分】

指 摘 事 項	財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの
指 導 事 項	是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの
検 討 要 望 事 項	制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

【指摘事項】

なし

【指導事項】

なし

【検討要望事項】

- (1) 各指定管理施設の所管課が定量的な目標の立て方に苦慮していることがうかがえた。客観的な評価や改善項目の明確化ができるよう、可能な限り定量的な目標を立てるよう助言されるとともに、その目標を仕様書に盛り込み指定管理者側へ示すよう指示されたい。また、各指定管理施設における目標管理に関して、単年度では達成が困難な事項については、どのくらいの期間で目標達成を目指すのか、指定管理施設の所管課と指定管理者が十分な協議を行うよう指導及び助言をされたい。

【財政課】

- (2) 見直し後のガイドラインに基づく指定管理者制度の運用にあたって、公の施設の設置目的に沿って管理運営されているか、指定管理者制度の効用が発揮されているか、すなわち指定管理者（団体）選定の適格性、条例や協定書の遵守の状況、市民の利便性向上や利用者の増加、地域の活性化、経費の削減の状況といった事項について、引き続き指定管理施設を所管する部署へ周知徹底を図られたい。

【財政課】

- (3) 各指定管理施設の運営管理にあたっては、可能な限り定量的な目標を設定し客観的な評価や改善項目の明確化ができるよう、財政課とも協議しながら目標の達成度合いを数量や数値を用いて検証されたい。

【ゼロカーボンシティ推進課】

【商業観光課】

- (4) 令和4年度指定管理料の積算方法について、令和3年度予算の内容をそのまま算出基準とするとのことであるが、例えば賃金や社会保険料の見積額は実際の勤務実態に照らして妥当なものになっているのかなど、指定管理者とも協議をしながら積算内容をよく検討し、前年踏襲とするのではなく、適切な指定管理料を設定されたい。

【林務課】

- (5) 指定管理者から提出される事業報告書について、事業の振り返りが十分でないことを認めた。何ができなかったのか、なぜ目標達成できなかったのか、あるいは何が良く出来たかなど、細かな振り返りは重要であるので、見直し後のガイドラインの着眼点や所管課としての管理・監督の目線も踏まえ、適切な事業報告となるよう指導及び助言をされたい。

【遠山郷観光振興室】

第8 監査結果に基づき講じた措置の報告（地方自治法第199条第14項の規定に基づくもの）

*次年度の定期監査(後期)時に措置後の成果や状況の回答を求める

1 令和4年度 監査報告書IV（行政監査）検討要望事項

検討要望事項	措置状況
<p>(1) 各指定管理施設の所管課が定量的な目標の立て方に苦慮していることがうかがえた。客観的な評価や改善項目の明確化ができるよう、可能な限り定量的な目標を立てるよう助言されるとともに、その目標を仕様書に盛り込み指定管理者側へ示すよう指示されたい。また、各指定管理施設における目標管理に関して、単年度では達成が困難な事項については、どのくらいの期間で目標達成を目指すのか、指定管理施設の所管課と指定管理者が十分な協議を行うよう指導及び助言をされたい。</p>	<p>(1) 目標の立て方については、目標の達成度を客観的に確認できることが望ましいため、定量的な目標値も必要という基本的な考え方（市の指定管理者制度に関するガイドライン）を掲げているが、数値目標自体が自己目的化し、本来の目的を損ない、理念を見失った状態に陥らないよう、十分留意することとしている。</p> <p>定量的な目標の達成を目指すにあたっては、各施設の目的や機能等に応じた適切な指標を選択する必要があるため、施設の分類ごとに設定が可能なものを選択できるよう、設定の手続や様式等を示し、指導及び助言することとする。</p> <p>また、目標達成の期間は、その指定管理施設の管理運営において、目標の達成度を振り返り、達成度合いの要因を分析することで、業務の改善につなげる一連の過程として、協定期間中の取組として活用できるよう検討する。</p> <p>上記については、指定管理施設の担当者説明会の際、具体的に指示する。</p> <p style="text-align: right;">【財政課】</p>
<p>(2) 見直し後のガイドラインに基づく指定管理者制度の運用にあたって、公の施設の設置目的に沿って管理運営されているか、指定管理者制度の効用が発揮されているか、すなわち指定管理者（団体）選定の適格性、条例や協定書の遵守の状況、市民の利便性向上や利用者の増加、地域の活性化、経費の削減の状況といった事項について、引き続き指定管理施設を所管する部署へ周知徹底を図られたい。</p>	<p>(2) 見直し後のガイドラインにおいては、令和4年度から適用しているが、指定管理者（団体）選定の手続を迎える時機にあわせ、段階的に運用が見直されていくものと捉えている。</p> <p>年度ごとの管理運営状況の評価については、設置目的に沿った管理運営、指定管理者制度の効用の発揮、条例や協定書の遵守、利便性向上、効率化、地域活性化の状況といった事項について、ガイドライン見直し後の一年を振り返り、ガイドラインを確実に運用できるよう努める。</p> <p>上記については、指定管理施設の担当者説明の際、具体的に指示し、周知徹底を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">【財政課】</p>

検討要望事項	措置状況
<p>(3) 各指定管理施設の運営管理にあたっては、可能な限り定量的な目標を設定し客観的な評価や改善項目の明確化ができるよう、財政課とも協議しながら目標の達成度合いを数量や数値を用いて検証されたい。</p>	<p>(3)</p> <p>① 令和5年3月30日、財政課と協議を実施し、指定管理者の能力を活かした取組みを定性的に評価していくとともに、一定の数値目標設定による定量的な成果指標を定めることで、条例目的の達成のメルクマールを飯田市、指定管理者の両方で共有することとした。</p> <p>これを受け、同日、指定管理者と協議し、基本協定書第5条第2項に基づき年度当初に指定管理者が提出する事業計画書において、条例目的の達成に向けた管理運営の実施事項に、数値目標の設定を行うことを令和5年度から実施することとした。</p> <p>管理運営業務の進行管理については、基本協定第19条に基づく報告及び第20条に基づく業務報告書により、飯田市が適宜進捗状況を確認し、半期に1度の自主監査等において指定管理者と現状を共有し、必要に応じて、都度、改善に向けた措置を施すこととする。</p> <p style="text-align: right;">【ゼロカーボンシティ推進課】</p> <p>② 指定管理施設の飯田市天龍峡温泉交流館の管理運営については、令和5年度の年度協定にて施設の利用者数等を指標とする目標を定めることとし、その進捗状況を管理していく。利用者の内訳については、大人や子供別などに分けて日々集計するとともに、地元客と観光客の利用についても、まずは日ごろから利用される会員の方を地元客、それ以外の方を観光客として把握するなどして確認するよう、指導していく。</p> <p style="text-align: right;">【商業観光課】</p>

検討要望事項	措置状況
<p>(4) 令和4年度指定管理料の積算方法について、令和3年度予算の内容をそのまま算出基準とするとのことであるが、例えば賃金や社会保険料の見積額は実際の勤務実態に照らして妥当なものになっているのかなど指定管理者とも協議をしながら積算内容をよく検討し、前年踏襲とするのではなく、適切な指定管理料を設定されたい。</p>	<p>(4) 令和4年度の指定管理料の算出方法については、令和3年度の予算と同額としているが、求める業務内容を基に算出し、過去の実績を確認しつつ、指定管理者とも協議を行いながら同額が妥当と判断したものである。</p> <p>算出にあたっては、賃金や社会保険料の見積については、令和3年度の勤務実態や支払い実績を確認した上で妥当と判断をしており、その他の収入、維持管理経費や施設運営経費についても同様に実績等を確認した上で算出し、令和3年度予算額と同額が妥当と判断したものである。</p> <p>今後も求める業務内容を基に、維持管理や事業の実績、管理運営状況等を精査した上で、指定管理者とも協議しながら指定管理料の算出を行う。</p> <p style="text-align: right;">【林務課】</p>
<p>(5) 指定管理者から提出される事業報告書について、事業の振り返りが十分でないことを認めた。何ができなかったのか、なぜ目標達成できなかったのか、あるいは何が良く出来たかなど、細かな振り返りは重要であるので、見直し後のガイドラインの着眼点や所管課としての管理・監督の目線も踏まえ、適切な事業報告となるよう指導及び助言をされたい。</p>	<p>(5) これまで所管課としての指導及び助言が十分でなかった反省を踏まえ、監査での指摘事項に対する対応について室会での検討を経て指定管理者と課題や改善点、今後の展開等について協議を行った。</p> <p>協議では、これまでの管理運営の課題について意見交換するとともに、事業における自己評価が次に繋がるものとなるような事業計画の策定について共有した。このことにより、令和5年度の各施設の事業計画の設定においても事業の振り返りや施設の設置目的に沿った目標が設定された。</p> <p>また、事業報告書についても次年度の管理運営に反映できるものとなるよう、自己評価や振り返り、課題への対応の項目を設けるなど様式の見直しを行った。</p> <p>今後は指定管理者との定期的な意見交換を行い課題や運営状況の確認・把握を行いながら、施設の管理運営が施設設置者と指定管理者の相互の協力によりなされるよう努めていく。</p> <p style="text-align: right;">【遠山郷観光振興室】</p>